

## 三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金 交付申請マニュアル【障がい区分】(令和8年度版)

### 1 本マニュアルについて

このマニュアルは、三鷹市内に所在する障がい福祉等サービス事業所を対象とした「三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金(令和8年度分)」の交付申請に必要な事項をまとめたマニュアルです。

本給付金の交付については、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱(以下「要綱」という。)及びこのマニュアルに基づいて行いますので、本給付金の交付申請を行う際には、必ず、要綱、このマニュアル及び交付申請Q&Aを確認してから行うようにしてください。

### 2 給付金の目的

食材費の高騰による障害福祉サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的としています。

そのため、この給付金の交付を受ける法人が運営する事業所等では、本給付金により賄える限り、令和8年度中には、食材費の高騰を理由とする食費の値上げを行わないよう、ご配慮ください。

※事業所運営に必要な値上げ等を禁止するものではありません。

また、外部委託等により食事の提供等を行っている事業所等においては、本給付金の活用により、委託先業者等への対応を行っていただき、利用者への適切なサービスにつながるようにしてください。

### 3 対象事業所等及び給付金額

#### (1) 対象事業所

対象となる事業所等は、障害者総合支援法等に基づき、令和8年4月1日時点で三鷹市内に所在する事業所等のうち、表1に記載のサービス種別です。

なお、区分1及び2に該当する事業所等であっても、次の場合には対象外となります。

ア 令和8年4月1日時点において、休止している事業所等

イ 令和8年4月1日時点において、三鷹市内に所在する事業所等であっても、申請後、交付決定日までの間に廃止する事業所等

ウ 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間で、障害福祉サービス等を提供した実績がない事業所

#### (2) 給付金額

サービス種別によって、給付金額が異なります。区分ごとの給付金額は表1のとおりです。

表1

| 障がい<br>区分        | 交付対象   | 交付額  |
|------------------|--|--|
| 1<br>通所系<br>サービス | 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、<br>就労定着支援、児童発達支援<br>※昼食の提供を行っている事業所に限ります。(※1)         | 1事業所当たり 12,600 円に別<br>に定める算定方法により算出し<br>た通所者数を乗じた額 |
| 2<br>居住系<br>サービス | 施設入所支援、共同生活援助、短期入所<br>※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事業所で<br>行われる短期入所は、当該事業所サービスに含みま<br>す。 | 1施設当たり 45,400 円に基準<br>日における入所者数を乗じた額               |

(※1) 特定の期間のみ昼食の提供を行っている場合は、交付対象となりません。

#### 4 基準日

基準日は、令和8年4月1日(水)です。

#### 5 通所者数の算定方法

表1の「区分1」における別に定める算定方法は、次のとおりです。

次のアとイの2つの方法により算出された数のうち、多い数

ただし、この方法により算出された数が定員を超える場合には、定員とします。

ア 基準日において通所している利用者の人数

イ 令和8年3月 23 日～3月 27 日(5日間)に通所した利用者の合計人数を5で除した人数(小数  
点以下四捨五入)

例:4月1日に 10 人利用、3月 23 日～3月 27 日には平均 14 人利用の場合には、「14 人」が  
給付金算定に用いる通所者数になります。

なお、いずれの計算においても、利用者の人数は、その日の開所時間の中で、サービス提供を  
受けている利用者が最も多い時間の実人数としてください。

例:10 時には 12 人、14 時には 15 人、16 時には 13 人の利用者が事業所でサービス提供を  
受けている場合には、「15 人」となります。

#### 6 入所者数

上の表の「区分2」における入所者数は、基準日において、現に入所している利用者の実人数です。  
入院等により、基準日に利用されていない方は含みません。

ただし、入院等の期間が短期間であるため、利用契約が基準日において継続している場合には、  
入所者数に含みます。

## 7 交付申請の方法

### (1) 申請書等のダウンロード

市公式ホームページから、申請書等をダウンロードしてください。

三鷹市ホームページ(<https://www.city.mitaka.lg.jp/>)

トップページ > 福祉・健康 > 障がい福祉 > 障がい者支援サービス > 事業者・支援者向けの情報 > 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金について

### (2) 交付申請書等の作成

給付金の支給対象は法人です。交付申請は、法人単位でとりまとめて行ってください。

ただし、同一法人において、障害福祉サービス等の事業所の他に、介護サービス等の事業所を運営している場合には、介護分は別申請となりますので、このマニュアルに基づく申請からは除外してください。

### (3) 必要書類

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 申請事業所一覧表(様式第1号別紙1)

ウ 通所者数算定シート(様式第1号別紙2)※区分1のサービス種別のみ

### (4) 申請書等の提出

申請書等が完成しましたら、交付申請の締切日までに、郵送(推奨)又は持参により、次の担当窓口へ提出してください。

【担当窓口(提出先)】

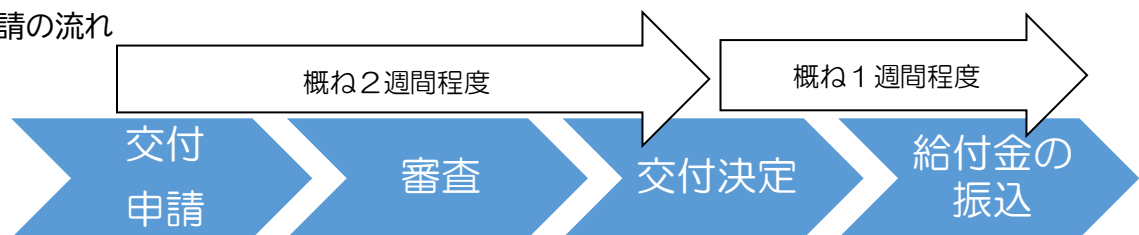
《郵送の場合》〒181-8555 三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課 障がい者支援係

※ 封筒のおもてに、「支援給付金交付申請中」と赤字で記入してください。

《持参の場合》三鷹市役所本庁舎1階 16 番窓口(障がい者支援課)

※ 申請書等を受付後、市において申請内容の確認を行います。申請書の内容に不備等があった場合には、個別にご連絡を差し上げたうえ、修正等の対応を行っていただきます。

### (5) 申請の流れ



【締切】令和8年6月30日(火) **午後5時 必着**

【提出書類】

- ・ 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・ 申請事業所一覧表(様式第1号別紙1)
- ・ 通所者算定シート(様式第1号別紙2)

※ 区分1の通所系サービスのみ

交付決定通知書の  
送付

## 8 交付申請の締切日

令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

※郵送される場合、消印有効ではありませんので、ご注意ください。

※締切日を過ぎてからの申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※締切日直前になりますと、申請が集中し、審査・処理に時間がかかる場合がありますので、早期の申請のご協力をお願いいたします。

## 9 証拠書類の保管

要綱の第6条に規定している「別に定める書類」は、次のとおりです。交付決定日の属する年度の終了後、5年間保管してください。

(1) 交付決定通知書(様式第2号)

(2) 収入及び支出の関係を示す書類(決算書類等)

(3) 給付金額の算定の根拠となる通所者数、入所者数を示す書類(サービス提供記録など)

なお、要綱の第7条に規定している調査等の際に証拠書類が確認できない場合には、要綱の第8条及び第9条の規定により、給付金の返還を求める場合があります。不足がないように必ず保管しておいてください。

## 10 問い合わせ先

申請等に当たっては、要綱及びこのマニュアル、Q&Aを必ず確認いただいたうえで手続きを行うようにしてください。

これらを確認いただいたうえで、ご不明点がある場合は、次の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】三鷹市健康福祉部障がい者支援課障がい者支援係

TEL:0422-29-9232

メール:shien@city.mitaka.lg.jp